

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第23号

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市都市計画税条例（平成17年亀山市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加える。

第2条 亀山市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第15項中「第44項若しくは第45項」を「第43項若しくは第44項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。